

江東区屋外広告物申請の手引き

※この手引きは、一般的な広告物（広告板・広告塔など）について取り扱っています。車体利用広告や非営利広告物については別途お問い合わせください。



令和6年6月1日
江東区土木部管理課

TEL 03-3647-9627

目 次

(相談・許可)

1 屋外広告物とは	P1
2 屋外広告物を出せないところ	P2
3 許可申請の前に	P3
屋外広告物フローチャート	P4
許可に該当するかどうかの考え方	P5
看板面積の考え方と手数料の計算方法	P6
4 一般的な規制	P7
5 用途地域による規制	P8

(禁止区域)

第一種中高層住居専用地域	P9
湾岸線両側100m以内の地域	P10

(許可区域)

第一種・第二種住居地域	P11
準住居地域	P12
商業地域	P13
近隣商業・準工業・工業・工業専用地域	P14

(一部禁止区域)

清澄庭園周辺	P15
首都高速道路両側50m	P16

(その他規制区域)

水辺景観形成特別地区	P17
広告協定区域	P18

6 許可申請の流れ	P19
7 申請書類記入例	P20

1 屋外広告物とは

屋外広告物とは

- (1) 常時又は一定の期間継続して
- (2) 屋外で
- (3) 公衆に表示されるものであって
- (4) 看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

商業廣告だけでなく、下記のような廣告も屋外廣告物となり、一定以上の大きさになった場合、許可の手続きが必要です。

- ・敷地内に掲出する自社看板
- ・企業のロゴ、イラスト

※ 許可が必要かどうかは、P4のフローチャートをご確認ください。

(屋外廣告物に該当しないものの例)

- ・野球場、遊園地内などで、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- ・単に光を発するもの
- ・音響廣告

2 屋外広告物を出せないところ

屋外広告物条例は、屋外広告物を掲出できない地域（禁止区域）、屋外広告物を掲出できない物件（禁止物件）を定めています。

（1）屋外広告物を出せないところ（禁止区域）【抜粋】

○第1種中高層住居専用地域

○清澄庭園周辺

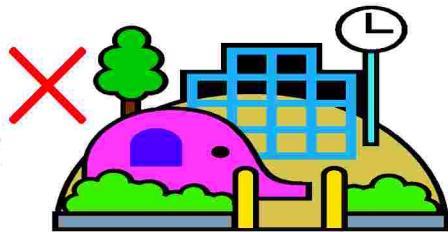
○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会

○公園、河川

○学校、病院、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地

○道路、鉄道、及び軌道の路線用地等で知事の定める地域

※ 禁止区域でも、自社の敷地内に設置する自社看板（自家用広告物）は、
設置することができます。P4のフローチャートでご確認ください。



（2）屋外広告物を出せない物件（禁止物件）【抜粋】

○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道

○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹

○郵便ポスト、照明塔、煙突、形像、記念碑

○パーキングメーター



★はり紙、はり札等のみが禁止されている物件★

○電柱、街路灯柱、消火栓標識

○アーチ、アーケードの支柱

3 許可申請の前に

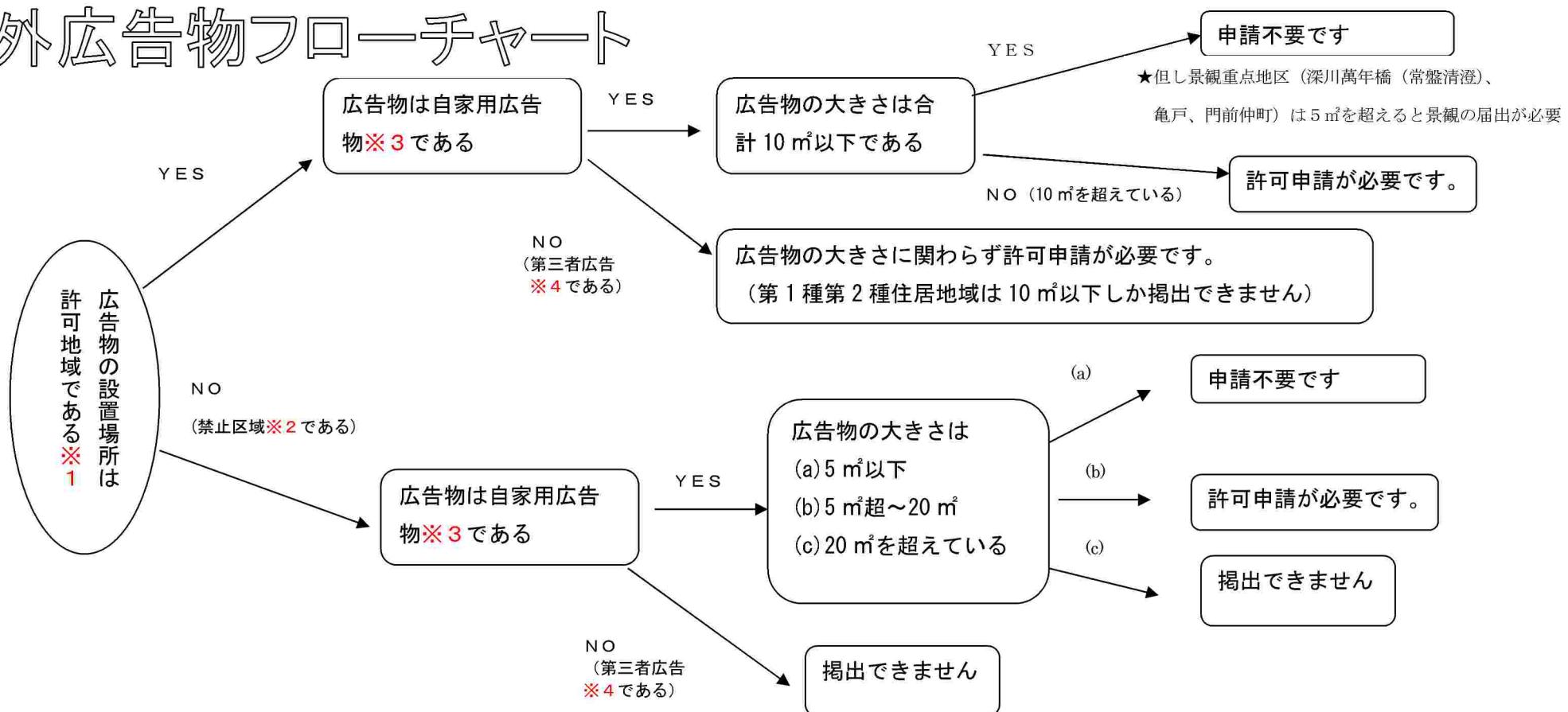
- ※ 次ページのフローチャートで、掲出する広告物について、許可申請が必要かどうかご確認ください。
- ※ 許可申請が必要な場合、P7からの
 4 一般的な規制
 5 用途地域による規制
をご確認の上
 6 許可申請の流れ
に沿ってご申請ください。
- ※ 許可が不要な場合も、広告物の規格はお守りいただく必要があります。
 4 一般的な規制
をご確認ください。
- ※ 用途地域が不明な場合、窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

江東区東陽4-11-28 防災センター3階2番窓口
TEL 03-3647-9627（直通）
Fax 03-3647-8454
Email 470116@city.koto.lg.jp

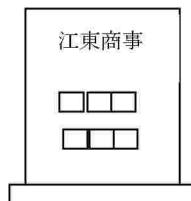
- ※ メールの添付ファイルの容量が8MBを超えると受信できません。複数回に分けて送信してください。

屋外広告物フローチャート



※2 【禁止区域】

- ・第一種中高層住居専用地域
- ・湾岸線境界線から両側100m以内
- ・首都高速深川線・小松川線境界線から両側50m以内かつ路面高から高さ15m以下の区域
- ・清澄庭園周辺200m以内かつ地盤面から20m以上の区域



※1 【許可区域】

- ・上記以外の区域

※3 【自家用広告物】
事業を行う場所に掲出



※4 【第三者広告物】
事業を行う場所とは別の場所に掲出

※3 【自家用広告物】

- ・自己の氏名、名称、店名、商標、事業または営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業所に表示する広告物等

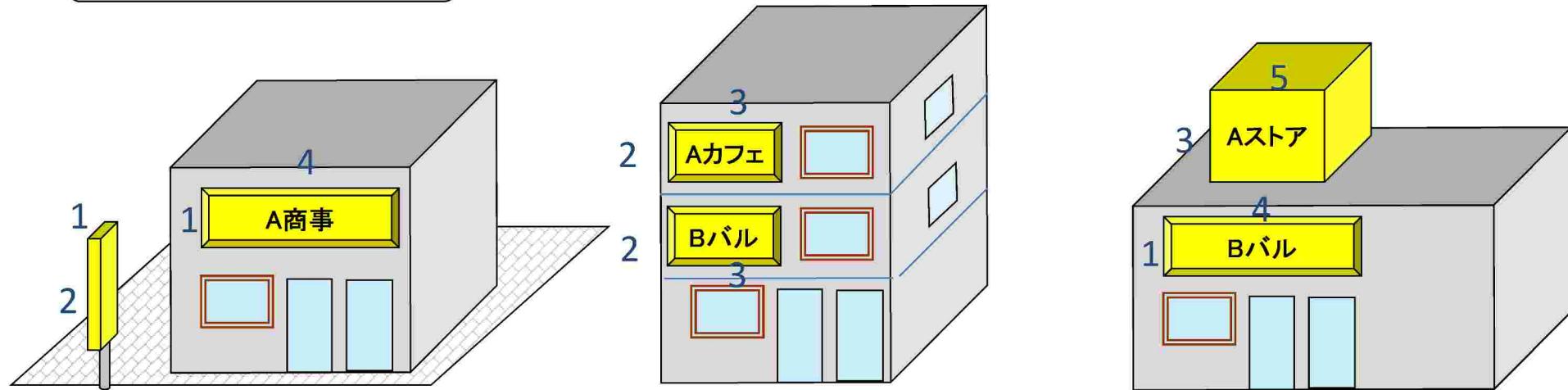
※4 【第三者広告物】

- ・自家用広告物以外の広告物
(誘導広告、野立て看板等)

許可に該当するかどうかの考え方

(広告塔、広告板など)

複合ビル、ショッピングモール等



壁面看板が $1m \times 4m = 4m^2$
自立式看板が $1m \times 2m \times 2面 = 4m^2$
合計 $8m^2$ のため、
敷地が禁止区域にあれば許可必要
許可区域にあれば許可不要

Aカフェの壁面看板が $2m \times 3m = 6m^2$
Bバルの壁面看板が $2m \times 3m = 6m^2$
それぞれ $6m^2$ のため、
敷地が禁止区域にあればAカフェも
Bバルも許可が必要
許可区域にあればAカフェもBバルも
許可不要

Aストアの屋上看板が
 $5m \times 3m \times 4面 = 60m^2$
Bバルの壁面看板が
 $1m \times 4m = 4m^2$
Bバルは本来なら禁止区域でも許可
区域でも許可は不要だが、「ある1つ
のテナントの看板が許可が必要な面
積に達した場合は、他のテナントも許
可が必要になる」ため、許可が必要

看板面積の考え方と手数料の計算方法

(広告塔、広告板など)

看板1つごとに、5m²毎3,220円の手数料がかかります(小数点切上)



【壁面看板】

$$\text{縦}2\text{m} \times \text{横}4\text{m} = 8\text{m}^2$$

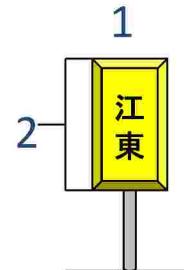
※看板の厚みは原則として面積に含めません

$$8\text{m}^2 \div 5 = 1.6$$

※小数点切上のため、手数料の単位は2です

手数料は

$$3,220\text{円} \times 2 = 6,440\text{円}$$



【自立式看板】

$$\text{縦}2\text{m} \times \text{横}1\text{m} \times 2\text{面} = 4\text{m}^2$$

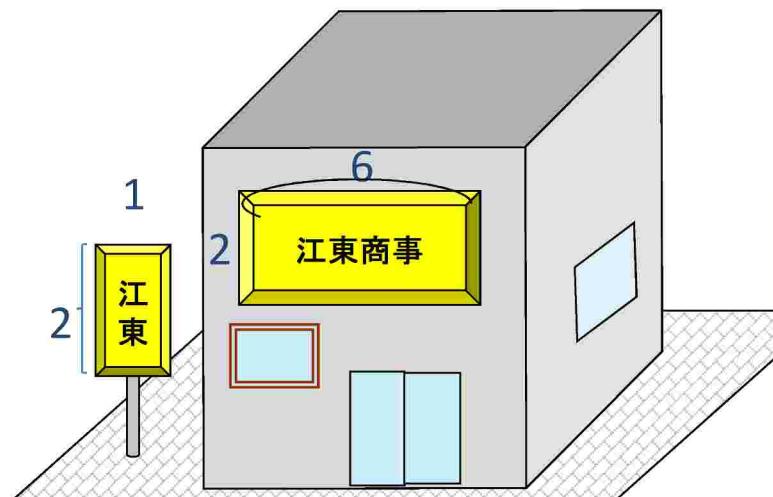
※アシの部分は原則として面積に含めません

$$4\text{m}^2 \div 5 = 0.8$$

※小数点切上のため、手数料の単位は1です

手数料は

$$3,220\text{円} \times 1 = 3,220\text{円}$$



複数看板があるときの手数料の考え方

【壁面看板】 縦2m × 横6m = 12m² $12 \div 5 = 2.4 \Rightarrow 3$ 単位

$$3,220 \times 3 = 9,660\text{円}$$

【自立式看板】 縦2m × 横1m × 2面 = 4m² $4 \div 5 = 0.8 \Rightarrow 1$ 単位

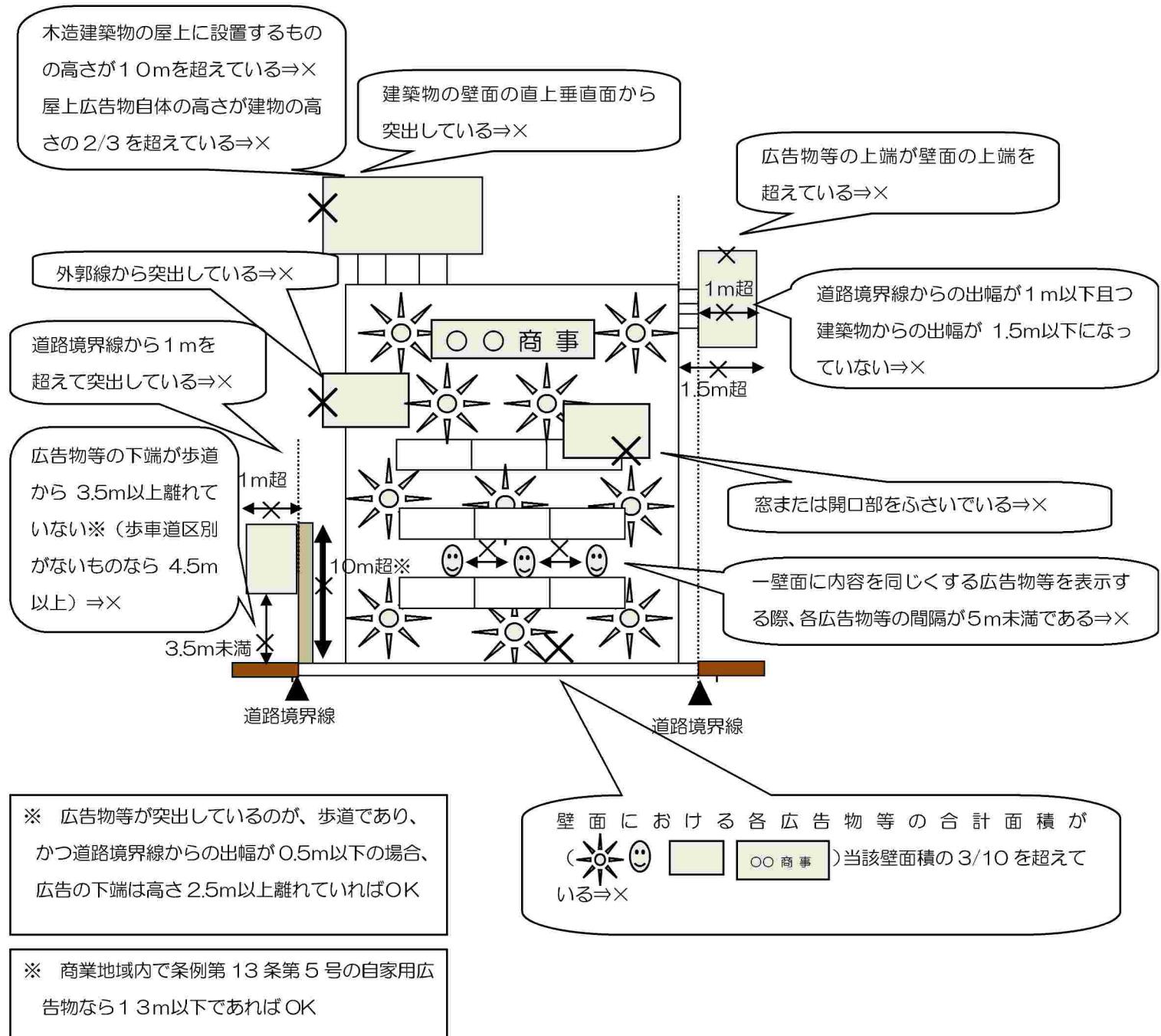
$$3,220 \times 1 = 3,220\text{円}$$

手数料合計 $9,660\text{円} + 3,220\text{円} = 12,880\text{円}$

※手数料は看板1つごとにかかるため、看板の面積を合計してその合計面積を5で割ることはできません。

4 一般的な規制（どの地域でも守る必要がある規制）

屋外広告物には、全用途地域共通の禁止事項があります。これらの禁止事項は、許可が必要な広告物だけでなく、許可が不要な広告物であっても守る必要があります。



その他下記のような広告物は掲出・設置できません（条例 19 条他）

- ★形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等
- ★蛍光塗料・蛍光フィルムを使った広告物等
- ★公衆に危害を及ぼすおそれのある広告物等

5 用途地域による規制

(禁止区域)

第一種中高層住居専用地域

湾岸線両側100mの地域

(許可区域)

第一種・第二種住居地域

準住居地域

商業地域

近隣商業・準工業・工業・工業専用地域

(一部禁止区域)

清澄庭園周辺～地盤面から20m以上～

首都高速道路両側50m～路面高から15m以下～

(その他規制区域)

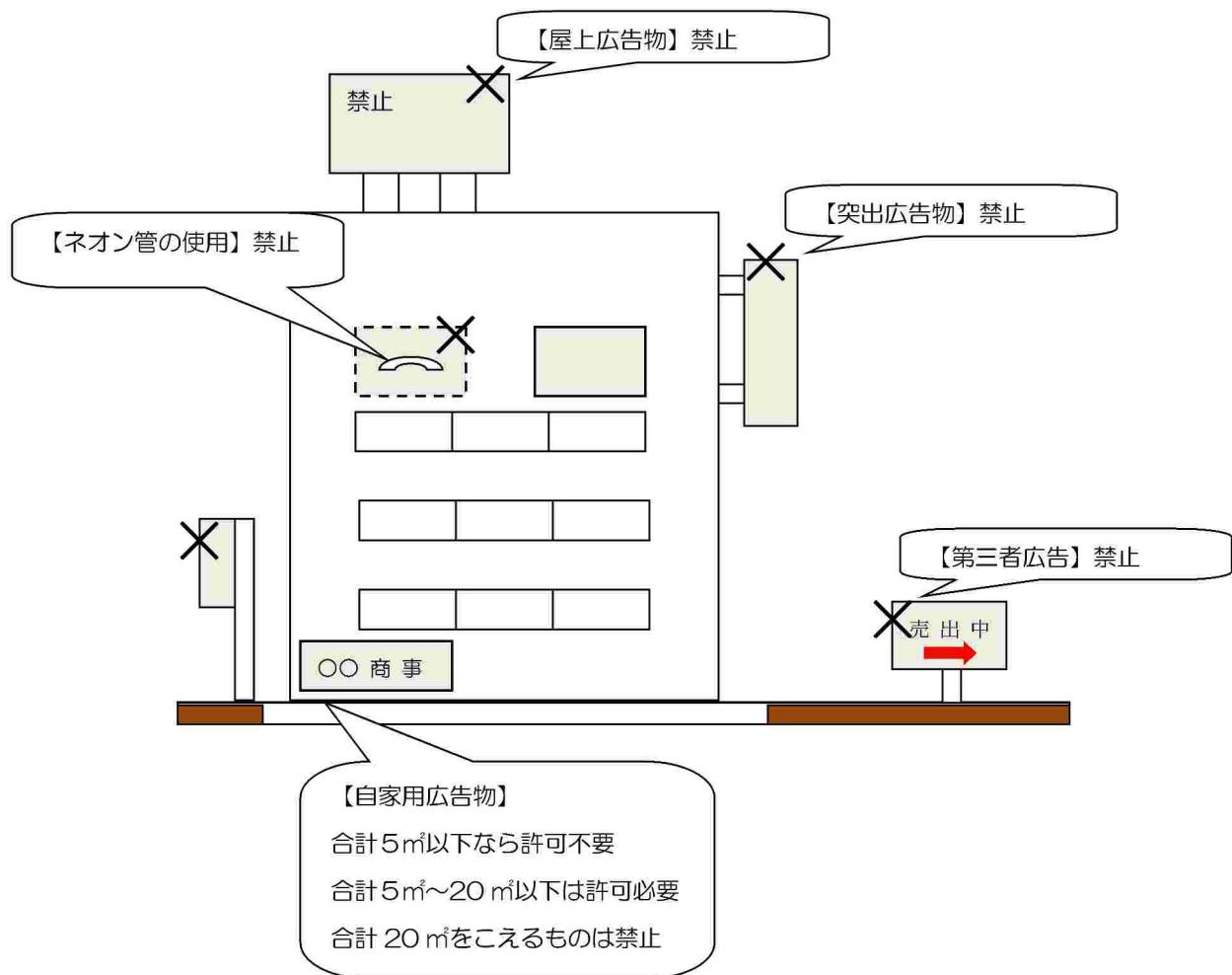
水辺景観形成特別地区～豊洲一～六丁目、有明一・二丁目、東雲二丁目、他～

広告協定区域～青海一・二丁目、有明二・三丁目～

【禁止区域】

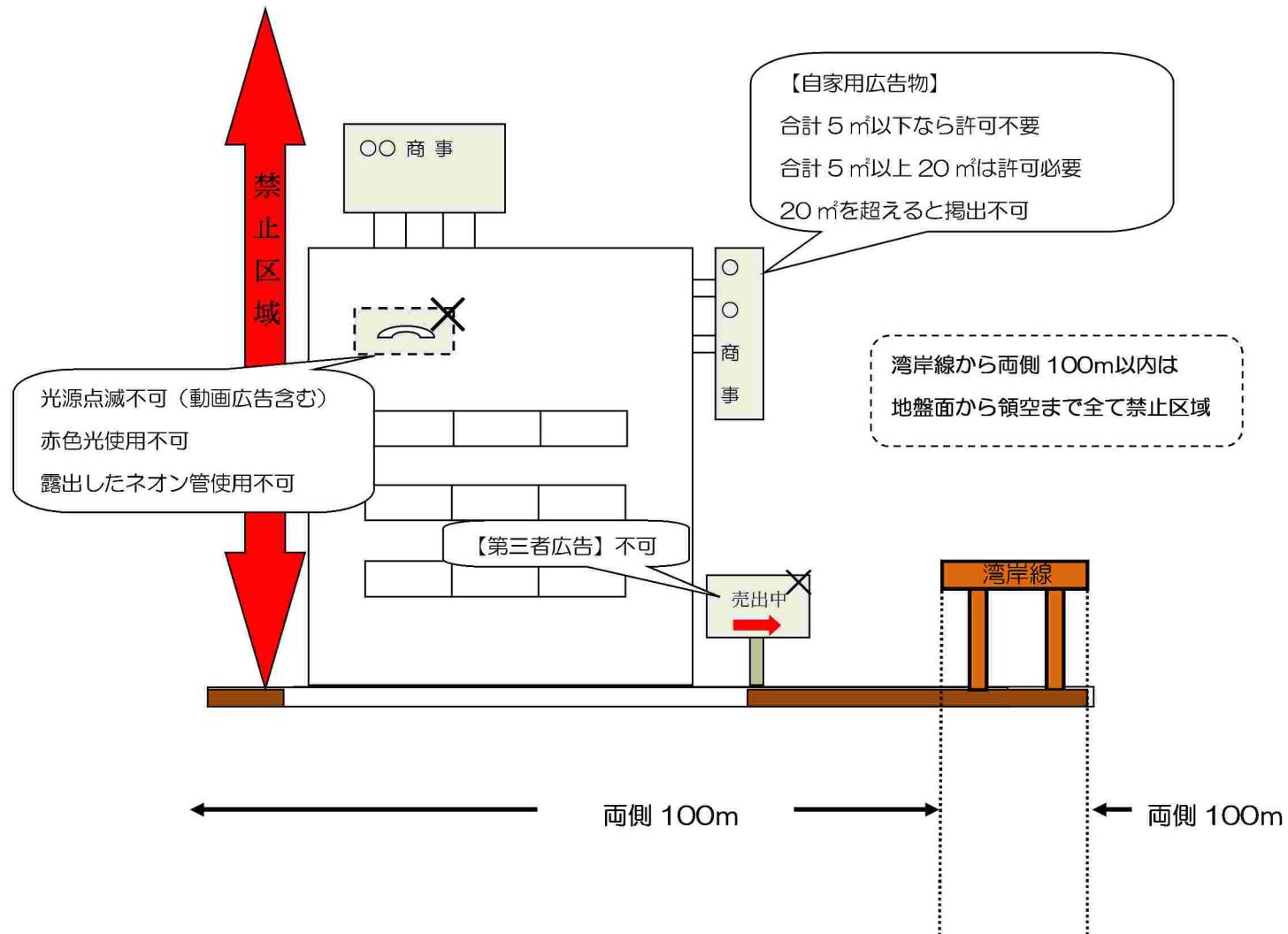
【第一種中高層住居専用地域】

東雲団地、辰巳団地、亀戸二丁目・大島四丁目・大島六丁目・北砂五丁目公団等



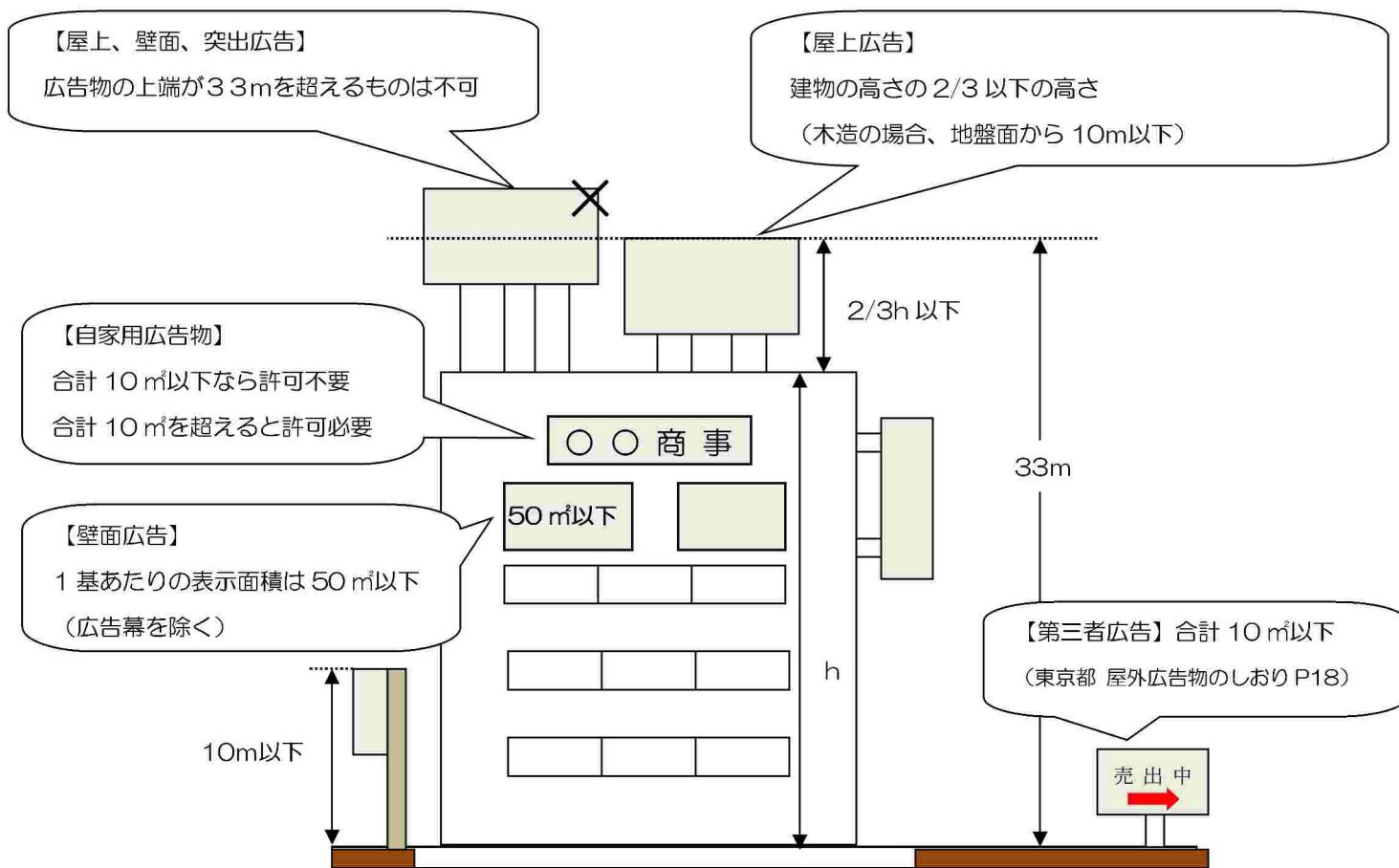
【禁止区域】

湾岸線両側 100m



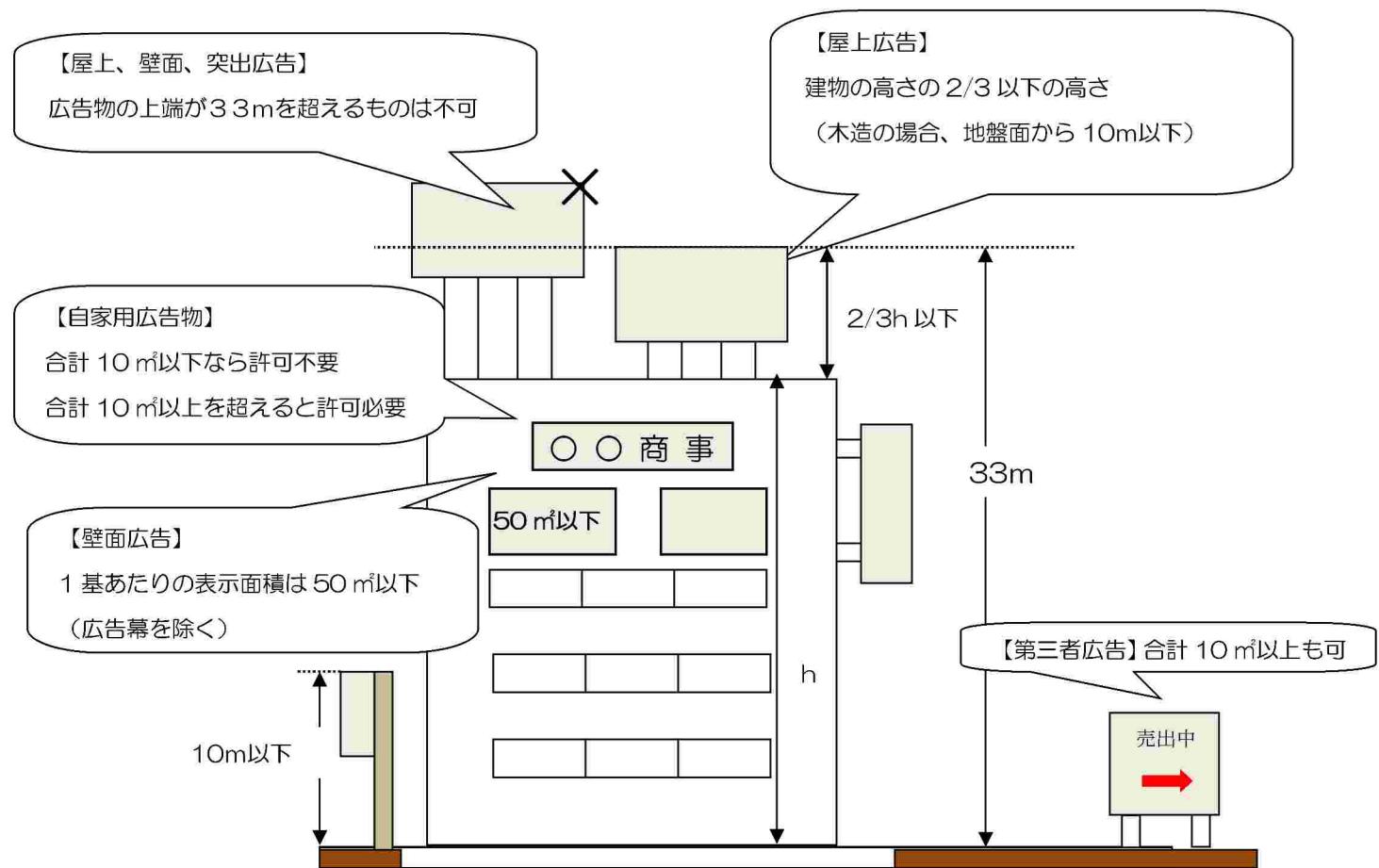
【許可区域】

第一種・第二種住居地域



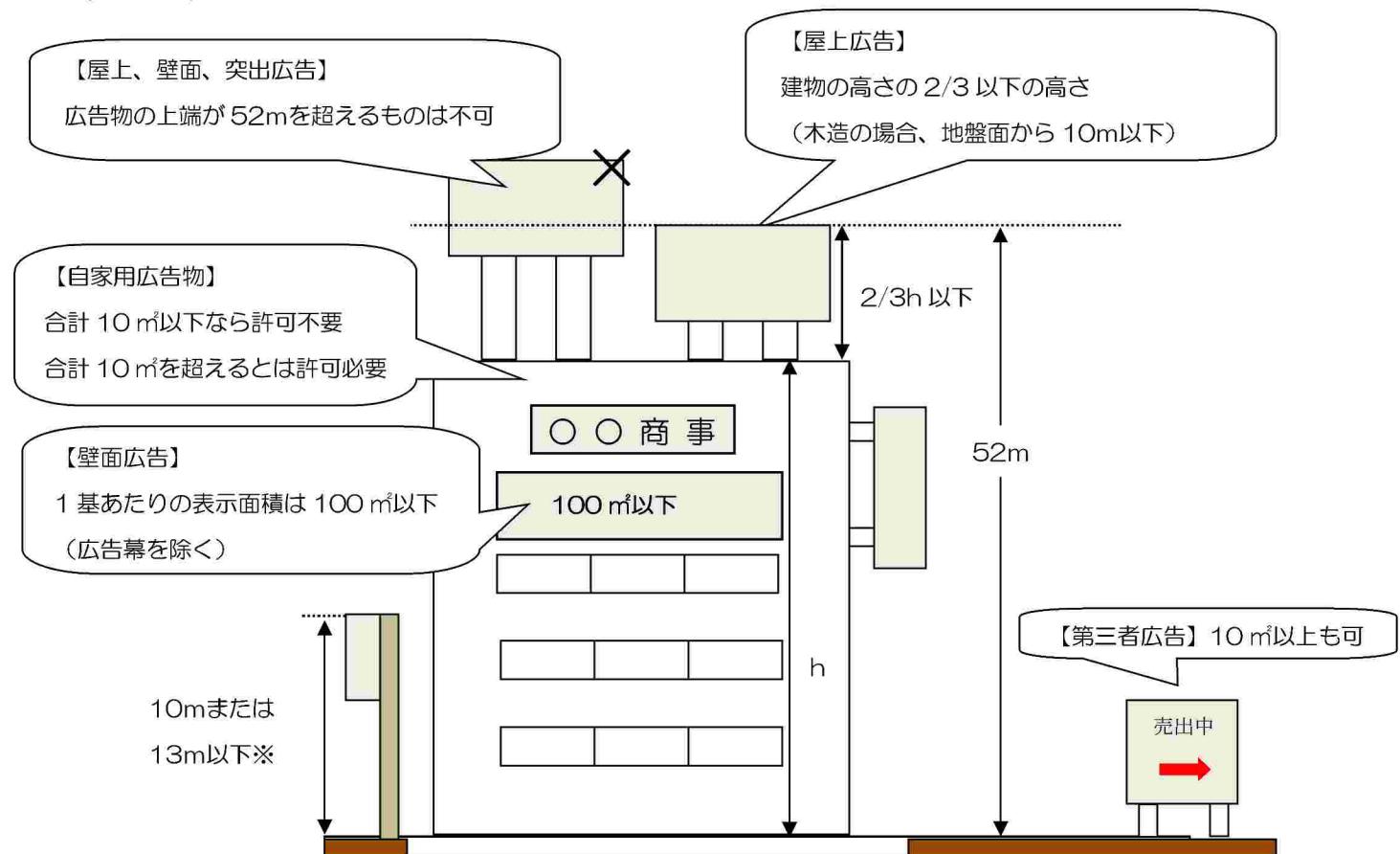
【許可区域】

準住居地域



【許可区域】

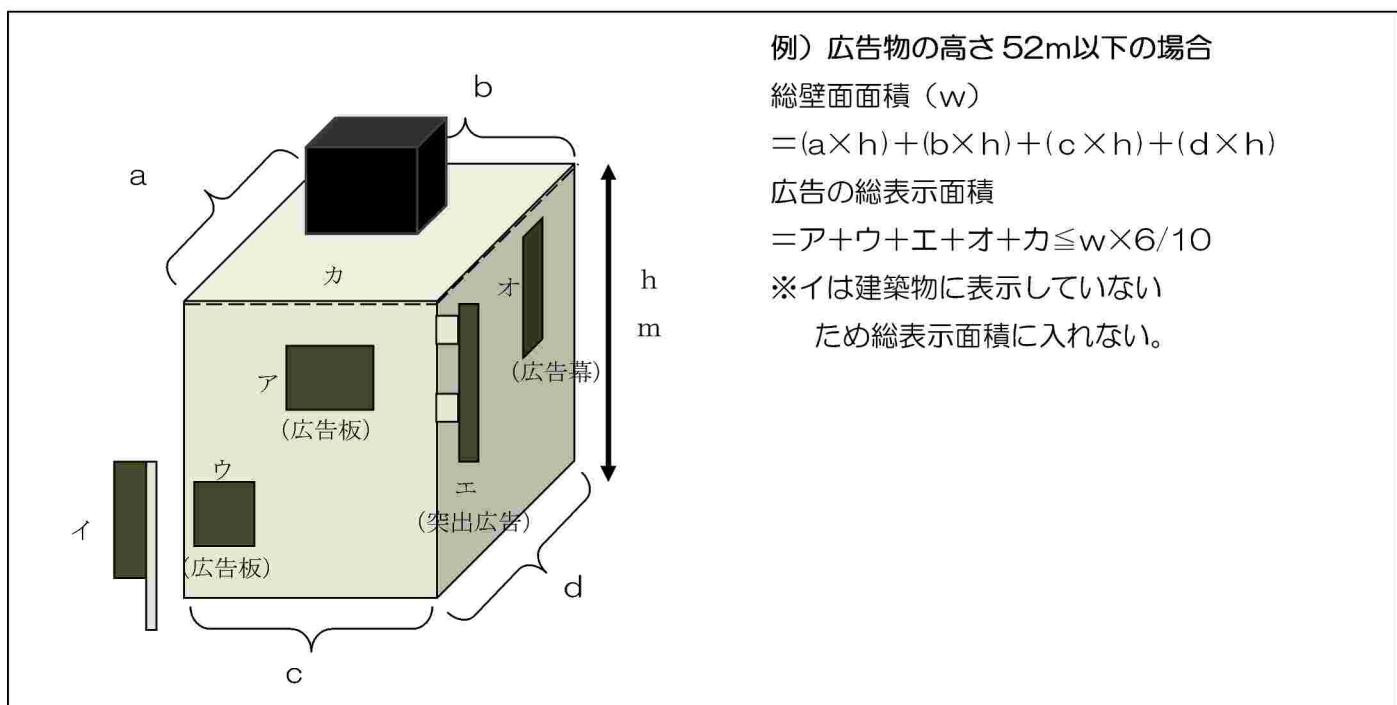
商業地域



※商業地域内に設置する自家用広告物のうち、自己の氏名、名称、店名または商標等を表示する場合については13m以下とすることができます。

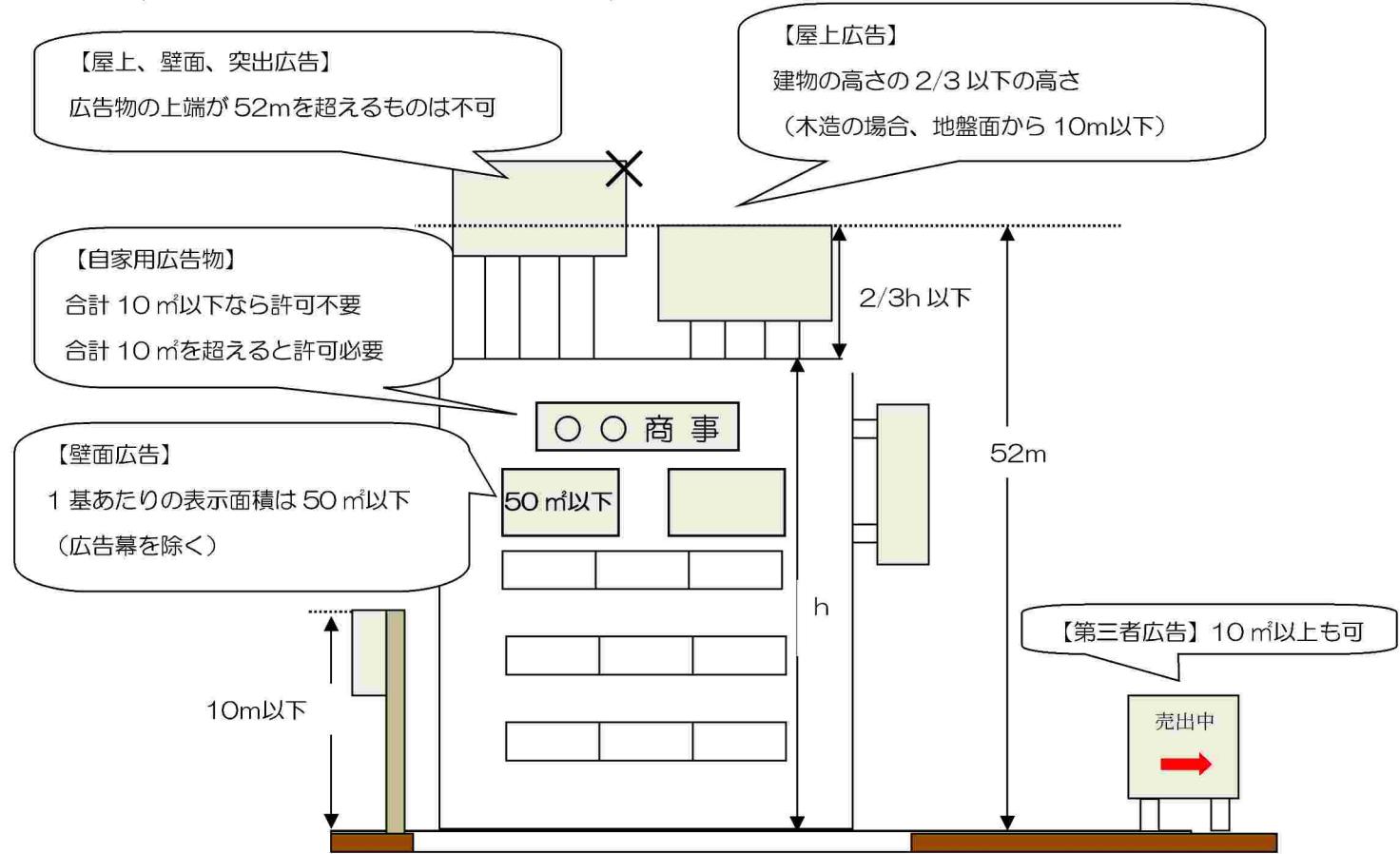
【総量規制】(商業地域、近隣商業地域のみ)

高さが10mを超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積(52mまでの高さの部分の面積)の60%を超えない面積とする必要がある。※建築物の高さが52m以上の場合は要問合せ



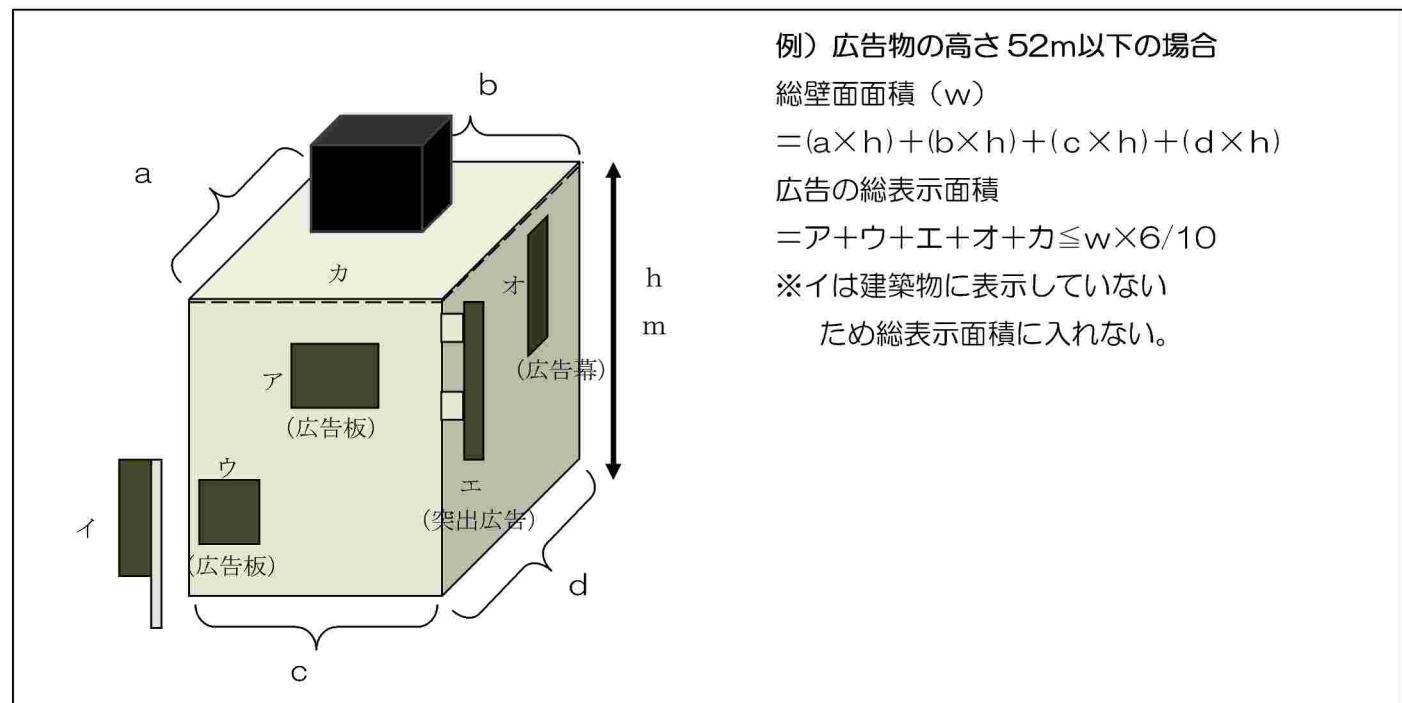
【許可区域】

近隣商業・準工業・工業・工業専用地域



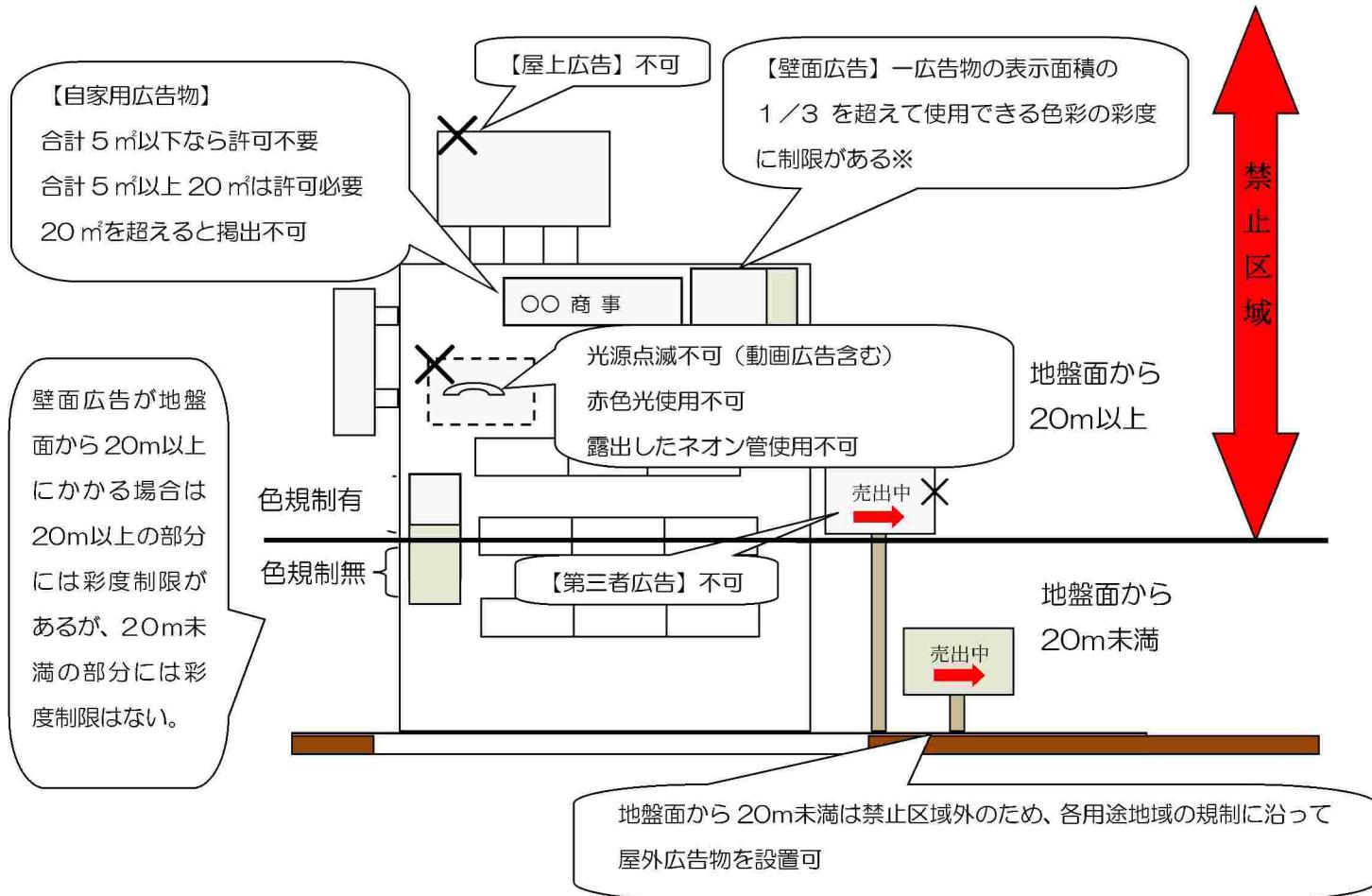
【総量規制】（商業地域、近隣商業地域のみ）

高さが10mを超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積（52mまでの高さの部分の面積）の60%を超えない面積とする必要がある。※建築物の高さが52m以上の場合は要問合せ



【一部禁止区域】

文化財庭園等景観形成特別地区（清澄庭園周辺）



※ 高さ 20m以上の部分を利用する広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。

【色相】 【彩度】

0.1R ~10R	⇒ 5 以下
0.1YR~5Y	⇒ 6 以下
5.1Y ~10G	⇒ 4 以下
0.1BG~10B	⇒ 3 以下
0.1PB~10RP	⇒ 4 以下

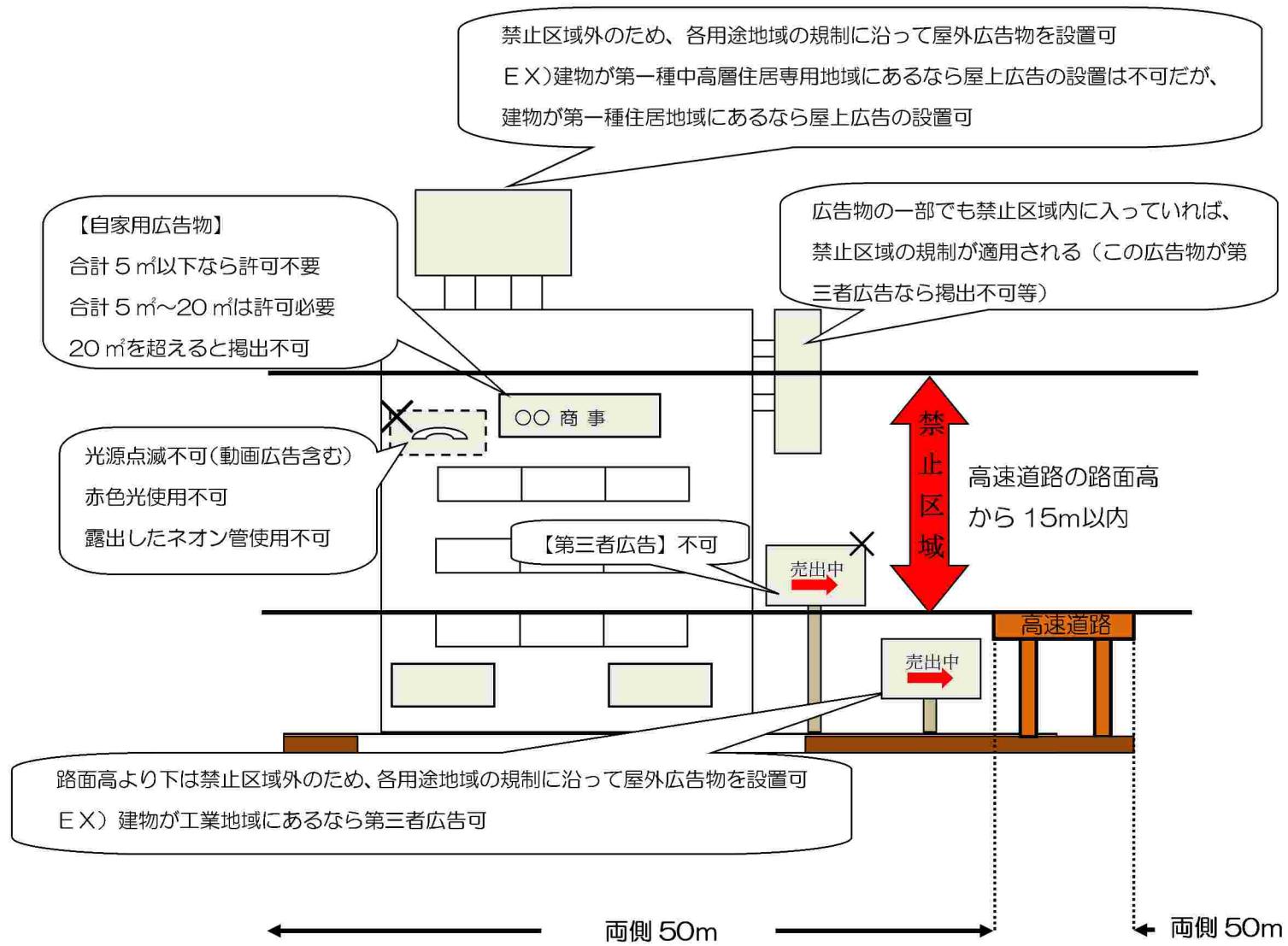
7.5R 4/14

↓ 色相 明度 彩度

※この色の場合使用 1/3 を超えて使用不可

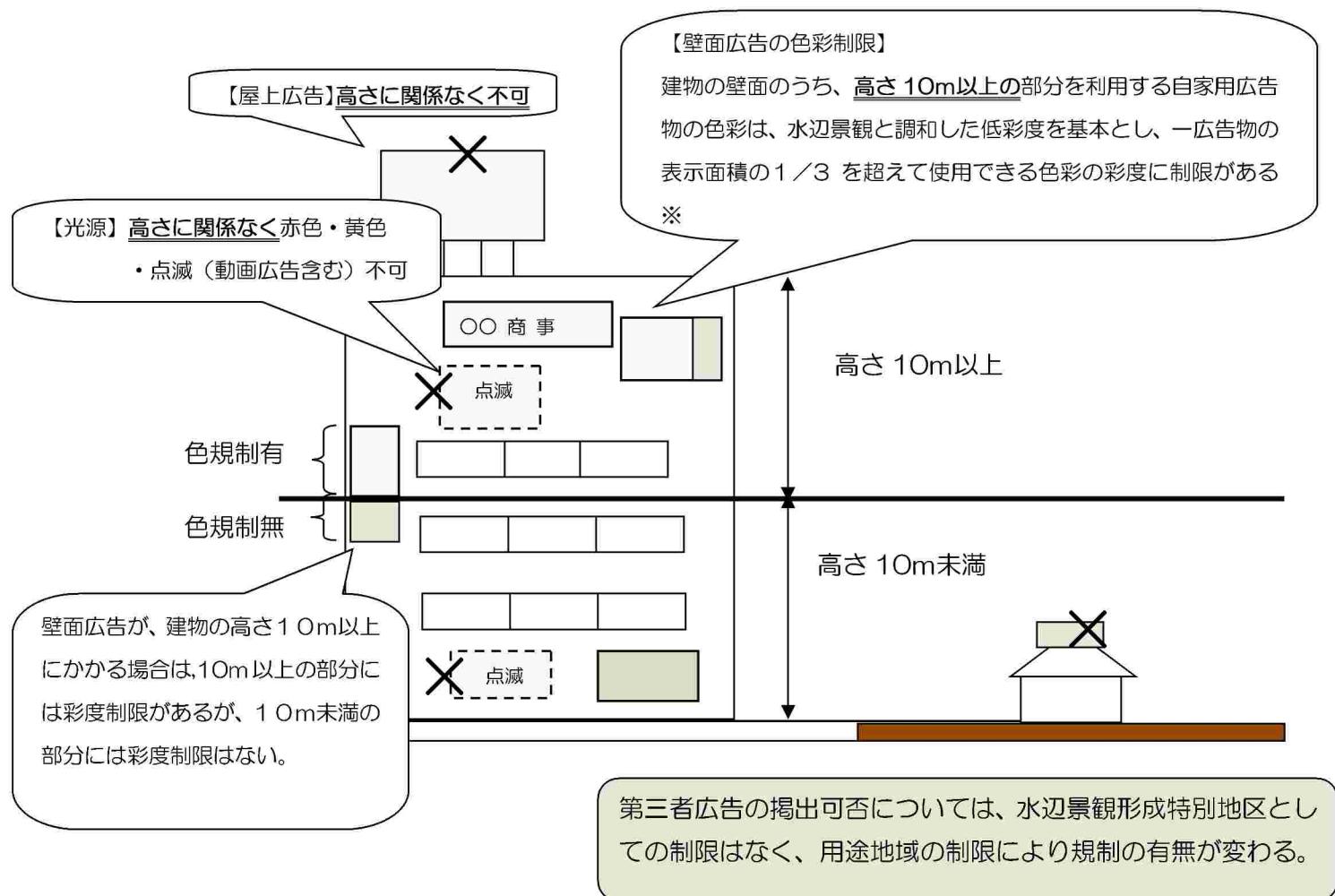
【一部禁止区域】

首都高速道路両側 50m



【許可区域】

水辺景観形成特別地区（豊洲一～六丁目、有明一・二丁目、東雲二丁目、他）



※ 高さ 10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の $1/3$ を超えて使用できる色彩の彩度を定める。なお、条例では「自家用広告物」の色彩のみ彩度に関して明記してあるが、江東区では第三者広告に関する限り、自家用広告物と同様に彩度に関して規制を行っている。

【色相】

0.1R ~10R	⇒ 5 以下
0.1YR~5Y	⇒ 6 以下
5.1Y ~10G	⇒ 4 以下
0.1BG~10B	⇒ 3 以下
0.1PB~10RP	⇒ 4 以下

【彩度】

7.5R 4/14

↓ ↓ ↓
色相 明度 彩度
※この色の場合使用 $1/3$ を超えて使用不可

【臨海副都心広告協定区域】

(青海一丁目、青海二丁目、有明二丁目、有明三丁目)

江東区役所に屋外広告許可申請をする以外に＜広告協定委員会への申請＞も必要です。
江東区役所及び広告協定委員会の双方に事前相談をお願いします。広告協定委員会から[適合通知]
が発行されますので、屋外広告物許可申請の際にあわせてご提出ください。

<広告協定委員会>

臨海副都心まちづくり協議会内

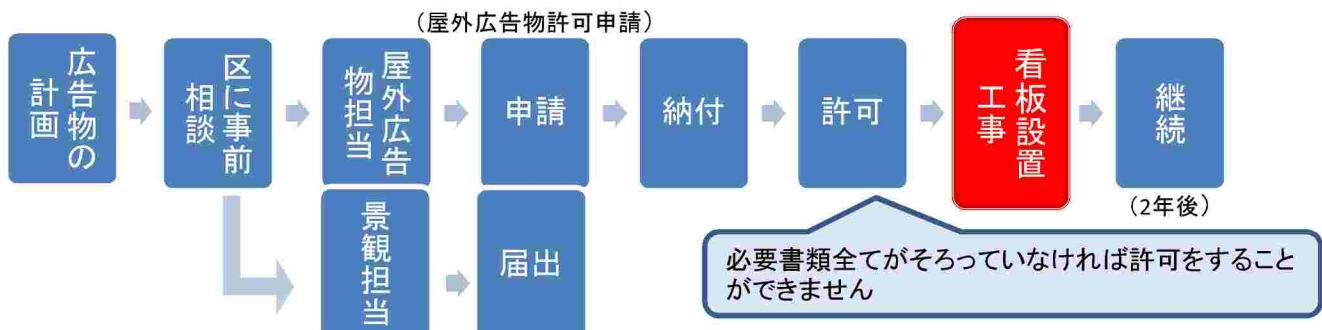
〒135-0064 東京都江東区青海2-5-10テレコムセンタービル4階

電話：03（5530）3011 FAX：03（5530）3018

- ※ 第三者広告不可
- ※ 事前に広告協定委員会への事前相談が必要
- ※ 区は広告協定委員会からの「適合通知」が無い場合、屋外広告物許可申請の受付不可

6. 許可申請の流れ

(広告塔、広告板など)



1. 全ての屋外広告物許可申請で必要となるもの

- ◆申請書(第1号様式)
別紙(表)(裏)を含む

◆付近状況図

広告物を設置する建物の場所とその周辺の状況がわかるもの

◆屋外広告物のデザイン図

広告物のサイズ、色、材質等を明記する

◆設計図

屋外広告物と建築物の位置関係がわかる立面図・屋上平面図・断面図

※屋外広告物の位置・面積・高さ・構造等を明記すること

◆屋外広告業登録通知書(写)

※屋外広告物の施工者が東京都で屋外広告業の登録を受けている事を証するものの写し

◆景観配慮事項説明書(写)

※都市計画課景観担当(3647-9183)への届出が必要です(写しの添付をお願いします)。

2. 条件により、1に追加して必要となるもの

○委任状(自由形式)

※申請者が申請手続きを他人に委任する場合

○屋外広告物管理者の資格証書(写)

※屋外広告物が下記に該当する場合

①1つ10m²を超過または高さが4mを超える広告塔・広告板 ②アーチ ③装飾街路灯

※屋外広告物管理者となるのは、屋外廣告士、建築士、電気工事士、第1-3種電気主任技術者、ネオン工事特殊電気工事資格者

○工作物確認済証(写)

屋外広告物の高さが4mを超過した場合

(建築課建築係 TEL3647-9743)

○道路占用許可書(写)

広告物が道路上(上空含む)に掲出する場合

区道上→道路課道路占用係 TEL3637-9689

都道上→第五建設事務所 TEL3692-4364

湾岸道路上→東京湾管理事務所

TEL5463-0223

国道上(京葉道路)→国道事務 TEL3600-5541

国道上(湾岸道路)→国道事務 TEL3799-6315

○承諾書(自由書式)

他人の土地建物等を借りて誘導広告や野立て看板を掲出する場合

! 注意 ! 看板設置場所が地区計画にあたる、看板を掲出する建物が延べ床面積1万m²を超える場合は、都にも事前協議が必要です(東京都 緑地景観課 TEL5388-3355)

! 注意 ! 看板設置場所が広告協定地区(青海一～二丁目、有明二～三丁目)に該当する場合は広告協定委員会との事前協議が必要です！

7 申請書類 記入例

許可 第 号	
起案 年 月 日	
決裁 年 月 日	

第1号様式（第1条関係）

屋外広告物許可申請書

東京都屋外広告物条例第8条の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

江東区長 殿

江東区東陽 4-11-28

申請者 住所 江東区東陽
氏名 株式会社江東商事
電話 代表取締役 江東 太郎 印
03-3647-9627

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1 表示又は設置の場所	江東区 東陽 4 丁目 11 番 28 号			
2 表示内容	株式会社江東商事 ロゴマーク 広告物に書かれた文字等を記入して下さい			
3 表示又は設置の態様	位置 土地	建築物(屋上・壁面・ 突出)その他	照明	ネオン管(露出・赤色・その他) 点滅 その他
4 広告物の規模	縦(メートル)A	横(メートル)B	面数 C	合計面積(平方メートル) $A \times B \times C$
	① 4.0	8.0	1	32.0
	② 1.0	2.0	1	2.0
枚 台	2基			
5 表示期間	表示期間は記入不要です。			
6 屋外広告物管理者	(1) 住所	江東区東陽 4-11-28		
	(2) 氏名	株式会社江東商事 江東 花子		
	(3) 電話	03-3647-9627		
	(4) 資格	屋外広告士		
7 その他の	別紙のとおり			
※上記の申請については、別添の屋外広告物許可書により許可してよろしいか伺います。		※納入確認印	※手数料	
(新規・継続)		記入不要	種別	
			広告塔又は 広告板	(5 平方メートルまで ごと)
			その他の 広告物	基 枚 台 個 張
担当者	管理係長	管理課長	部長	単 価 円
				金 額 円

(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。

2 6 の屋外広告物管理者の欄については、原則として記入は不要です。なお、同欄に記入がある場合には、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置する場合に必要となる屋外広告物管理者設置届の提出が不要となります。記入する場合には、(4)の資格の欄に東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、その資格を証する書面を添付してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

1 広告物の種類		広告塔 広告板 小型廣告板 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 電柱又は街路灯柱の利用廣告 標識利用廣告 宣伝車 車体利用廣告 アドバルーン 広告幕 アーチ 装飾街路灯 店頭装飾	
2 用途地域等		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 緑地保全地区 旧美観地区 風致地区 第一種文教地区 市街化調整区域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 条例第8条第4号の規定により定められた地域	
3 禁止区域に該当する場合		条例 第6条第 号	4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線からの距離 メートル
		高速道路や鉄道から近い場合は記入してください。	
5 道路、 鉄道及び 軌道の沿 道等	(1) 道路	道 路(道路名)) の からの距離 メートル 市街化調整区域の内・外	
	(2) 高速道路	高速道路(道路名)) の からの距離 メートル	
	(3) 鉄道	鐵 道(鉄道名)) の からの距離 メートル	
広告塔がある場合は記入してください		の からの距離 メートル	
6 表示又は設置の限度		A 建築物の高さ B 広告物の高さの限度(A×2/3) C 表示又は設置の限度(A+B)	メートル
壁面看板がある場合は記入してください		建築物が「商業地域」「近隣商業地域」にある場合は記入してください メートル 平方メートル	
7 一壁面 における総 表示面積の 限度	面積	メートル	建築物が「商業地域」「近隣商業地域」にある場合は記入してください メートル 平方メートル
	(2) 総表示面 積の限度 ((1)×3/10)	平 方 メートル	
	(3) 広告物の	平 方	
看板の高さが4mを超えた場合記入してください		の限度 ((1)×6/10) (3) 広告物の 面積 示 平 方 メートル	
9 工作物の確認		年 月 日 第 号	
10 道路占用の許可		看板が区道や都道に突出している場合は記入してください 号	
11 前回許可		年 月 日 第 号 (年 月 日から 年 月 日まで)	
12 設計者	(1) 住所	看板を設計した企業の住所等を記入してください	
	(2) 氏名		
	(3) 資格	()級建築士・()登録 第 号	
	(4) 建築士事務所	()級建築士事務所・()登録 第 号	
13 施工者	(1) 住所		
	(2) 氏名		
	(3) 屋外広告業登 録番号	看板を設置した企業の住所等を記入してください	
	(4) 建設業	()許可 第 号	
	(5) 電気工事業	()登録 第 号	

(日本工業規格 A 列4番)

(裏)

清澄庭園周辺に該当する場合に
記入してください

14 条例第6条 第4号及び 第5号の規 定により定め られた地域	(1) 文化財等から 展望できない広 告物等	該当する 展望できない理由 (該当しない)	
	(2) 地盤面からの 高さ	() メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A	平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 (A×1/3)	平方メートル
基準を超える彩度の 使用面積		平方メートル	
15 条例第8条 第4号の規 定により定め られた地域	(1) 広告物の目的	自家用広告物 その他の広告物 ()	
	(2) 地盤面からの 高さ	() メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A	平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 (A×1/3)	平方メートル
基準を超える彩度の 使用面積		平方メートル	
水辺景観形成特別地区に該当する場合に 記入してください。 管 (露出・その他)、LED、その他			
	色	赤色光、黄色光、その他 ()	
(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。 2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物 又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内 において33メートルを超える場合にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住 居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあつては52メートルまで の面積を記入してください。			

7 屋外広告物の種類

1	広 告 塔	多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの（球形及び多面体を含む。）
2	広 告 板	広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの（建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。）
3	プロジェクションマッピング	建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示されるもの
4	小 型 広 告 板	広告表示面が板状で、1面に表示されたもので、縦・横共に1m以下のもの
5	は り 紙	紙等に印刷又は手書きされた広告物で他の物件に貼付するもの
6	は り 札 等	ベニヤ板、プラスチック板及びブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙その他のものを貼り、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接印刷したものを工作物等に針金等でつるし、若しくはくくりつける等容易に取り外すことのできる状態で取り付けたもの
7	広 告 旗	表示面積3m ² 以下ののぼり（モモタロウ旗）等、容易に取り外すことのできる状態で立て、又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
8	立 看 板 等	木枠等に紙張り、若しくは布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に、紙、その他のものを張ったもの、又は直接塗装印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等
9	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱、電話柱又は街路灯柱に取り付けた広告物
10	標識利用広告物	標識（バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等）に取り付けた広告物
11	広 告 宣 伝 車	自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物
12	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	バス又は電車の車体に長方形の枠を利用して表示した広告物
13	上記以外の車体利用広告物	12以外の方式による電車又はバスに表示した広告物及び乗用車又は貨物自動車に表示した広告物
14	ア ド バ ル ーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告表示したもの（東京都火災予防条例に適合するもの）
15	広 告 幕	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの（表示面積3m ² を超えたのぼりを含む。） なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは上記2の広告板として扱う。
16	ア 一 チ	道路上を横断して設置するもの（広告幕（横断幕）は除く。）
17	装 飾 街 路 灯	街路灯自体が広告と認められるもの
18	店 頭 装 飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商品の入口周辺に一時的に設置するもの

※本手引きは一般的な広告物（広告板、広告塔など）についてのみ取り扱っています。

広告板、広告塔以外の看板を掲出する場合はお問合せください。

許可申請手数料及び許可期間

種類	許可申請手数料		許可期間
	単位	金額	
広告塔板	面積 5 m ² までごとにつき	3,220 円	2年以内
プロジェクションマッピング	面積 5 m ² までごとにつき	3,220 円 ただし面積 1,000 m ² を超えるものにあっては 644,000 円	2年以内
小型廣告板	1枚につき	400 円	1年以内
はり紙・はり札等	50枚までごとにつき	2,250 円	1月以内
廣告旗	1本につき	450 円	1月以内
立看板等	1枚につき	450 円	1月以内
電柱・街路灯柱の利用廣告	1枚につき	310 円	1年以内
標識利用廣告	1枚につき	210 円	1年以内
宣伝車	1台につき	4,950 円	1年以内
バス又は電車の車体利用廣告で長方形の枠を利用する方式によるもの	1枚につき	610 円	1年以内
前記以外の車体利用廣告	1台につき	1,950 円	1年以内
アドバルーン	1個につき	2,850 円	1月以内
廣告幕	1張につき	990 円	1月以内
アーチ	1基につき	10,630 円	2年以内
装飾街路灯	1基につき	5,010 円	2年以内
店頭装飾	1基につき	19,800 円	1月以内

※本手引きは一般的な広告物（廣告板、廣告塔など）についてのみ取り扱っています。

廣告板、廣告塔以外の看板を掲出する場合はお問合せください。